群馬県教育委員会事務局等職員ストレスチェック事業業務委託契約書**（案）**

委託者　群馬県教育委員会教育長　平田　郁美（以下「甲」という。）と受託者　株式会社○○○○　代表取締役　○○○○（以下「乙」という。）とは、群馬県教育委員会事務局等職員（以下「職員」という。）のストレスチェック事業について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第１条　甲は、職員のストレスチェック事業（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第２条　この契約による委託期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料）

第３条　委託料は、金１１，８１２，３５０円とする。

　　　（うち消費税及び地方消費税の額は、金１，０７３，８５０円）

２　本契約における会計年度別の契約金の内訳は、次のとおりとする。

　令和６年度：金　３，８８５，０９０円とする。

　　　（うち消費税及び地方消費税の額は、金３５３，１９０円）

令和７年度：金　３，８９５，６５０円とする。

　　　（うち消費税及び地方消費税の額は、金３５４，１５９円）

令和８年度：金　４，０３１，６１０円とする。

　　　（うち消費税及び地方消費税の額は、金３６６，５１０円）

（契約保証金）

第４条　甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第５条　乙は、別添「群馬県教育委員会事務局等職員ストレスチェック事業仕様書」により、契約の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

（ストレスチェック実施計画書）

第６条　乙は、本契約締結後速やかに、管理責任者を選任するとともにストレスチェック実施計画書を作成し、甲に提出してその承認を受けなければならない。

（実績報告及び検査）

第７条　乙は、各年度における委託業務完了後速やかに、実施した委託業務に関する実績報告書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の実績報告書を受理した日から10日以内に、委託業務の実績について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第８条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、速やかに、実施した委託業務に関する委託料請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第１０条　乙は、個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年群馬県条例第76号）、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年群馬県規則第23号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにその他の関係法令に基づき、個人情報を適正に取り扱わなければならない。特に、ストレスチェックを受けた職員の個人情報の保護には万全を期するものとする。また、この契約の終了後においても同様とする。

２　乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

３　乙は、この契約による委託業務を処理するためのネットワーク及び情報システムの開発・保守については、別記「業務外部委託に係る情報セキュリティ特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

（臨機の措置）

第１１条　甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

２　乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（調査等）

第１２条　甲は、乙の委託業務の処理状況を調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第１３条　乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、乙があらかじめ再委託申請書を提出し、甲が特別な理由があると認め、これを承諾した場合には、この限りではないものとする。

（契約内容の変更）

第１４条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

２　前項の場合、甲と乙が協議の上、委託料その他の契約内容を変更するものとする。

３　甲は、第１項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（解除等）

第１５条　甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（１）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

（２）乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

（３）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

（４）本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（５）乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第１号又は第２号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

４　甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

５　甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。

６　前２項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第１６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

（１）この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１項第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第１号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（２）この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の２に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　乙が第１項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

４　前条第３項の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第１７条　乙が、第１５条第２項並びに第１６条第２項及び第３項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務）

第１８条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）

第１９条　乙が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第２０条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第２１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第２２条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

　上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和６年○月○日

甲　　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

　　　　　　　　群馬県教育委員会　教育長　平田　郁美

乙　　○○○○○○

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第４　乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第６　乙は、　　　　　　　　　　　において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

２　乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

３　乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第１０条第１項）の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第２条第８項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限をあらかじめ明確に定めた上で、甲に書面により報告するものとする。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

２　乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

３　前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

４　乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

５　前４項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（資料等の返還等）

第９　乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

　　なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

２　乙は、甲の指示により個人情報が記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

（従事者への周知及び監督等）

第１０　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第９章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

２　乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第６号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第１１　乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第２に準ずるものとする。

２　乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（立入調査等）

第１２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

２　乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況について管理台帳を作成し、この特記事項の遵守状況とともに、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

（事故報告）

第１３　乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失及びき損等個人情報の適正な管理に反する事故・事件が発生した場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第１４　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第１５　乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

注１　「甲」は県の機関を、「乙」は受託者を指す。

２ 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。

別記

業務外部委託に係る情報セキュリティ特記事項

（群馬県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守）

第１条　乙は、本契約により定める遵守事項の他、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性の確保に関する基本要綱（群馬県情報セキュリティポリシー）及び当該システムにおける実施手順を遵守しなければならない。

（用語の定義）

第２条　この特記において、情報資産とは、次に掲げるものをいう。

（１）ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

（２）ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）

（３）情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

（受託者の責任者、監督者及び作業者の選任並びに作業者の作業範囲の報告）

第３条　乙は、業務遂行の上の管理を行う責任者、成果物の内容を監査する監督者並びに業務の履行を行う作業者及び作業範囲を定め、甲に書面により通知すること。

２　乙は、責任者、監督者、作業者に変更がある場合は、速やかに書面で甲に報告しなければならない。

（作業場所）

第４条 甲は、乙が業務を行う作業場所を指定する。

２　乙は、甲から指定された作業場所以外で業務を行う必要があるときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

（提供されるサービスレベルの保証）

第５条　乙は、甲が別に定めるサービスレベルを確保しなければならない。

（技術面のセキュリティ対策の実装）

第６条　乙は、甲と協議の上、情報セキュリティを確保するために必要な対策を講じること。

（使用するソフトウェアの制限）

第７条　乙は、情報セキュリティ上問題となる恐れのあるＯＳ、ミドルウェア及びアプリケーションソフト等を使用してはならない。

　なお、運用開始後に使用するＯＳ、ミドルウェア及びアプリケーションソフト等に重大な脆弱性が発覚した場合、甲と協議の上、セキュリティ・パッチの適用等の対応を行うこと。

（ログ等の保管及び提出）

第８条　乙は、甲からの指示が有る場合には、次の各号に定める事項を甲に提出すること。

　ア　業務に関する記録（少なくとも過去3ヶ月前まで）

　イ　情報システムに関するアクセス・イベントのログ（少なくとも過去3ヶ月前まで）

（アクセス可能な情報の種類と範囲及びアクセス方法）

第９条　乙は、甲が別に定める本業務におけるアクセス可能な情報の種類と範囲及びアクセス方法を遵守しなければならない。

（外部委託事業者の従業員に対する教育の実施）

第10条　乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

（業務上知り得た情報の守秘義務）

第11条　乙は、本契約により業務上知り得た情報について、甲の書面による承認がない限り、契約期間中及び契約終了後も守秘義務を負うものとする。

（委託業務に必要な情報資産等の提供、返還と管理）

第12条　甲は、乙に対し委託業務に必要な情報資産等を貸与、開示等を行い提供するものとする。

２　乙は、委託業務に不要となった情報資産等があるときは、遅滞なくこれを甲に返還または甲の承認を得た上で廃棄する。

３　乙は、甲から提供された委託業務に必要な情報資産等を施錠できる保管庫又は施錠、入退去管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。また、委託業務に必要な情報資産等は、委託業務以外の用途に使用してはならない。

４　乙は、甲から提供された委託業務に必要な情報資産を甲の書面による事前の承認なくして複製せず、本件業務の作業場所から持ち出さない。

５　乙は、甲の指示又は承認を受けて甲から提供された委託業務に必要な情報資産を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

６　乙は、甲から提供された委託業務に必要な情報資産を甲の書面による事前の承認なくして、目的外利用及び受託者以外の者への提供を禁止する。

（再委託に関する制限事項の遵守）

第13条　乙は、甲の書面による事前の承認なくして、再委託してはならない。

２　乙は、甲に再委託の承認を求める場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

３　乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、乙は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

４　乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、本セキュリティ特記事項の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。

（甲の検査監督権）

第14条　甲は、乙が本業務を履行するために実施している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

２　甲は、乙が本業務を履行するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

３　乙は、甲から作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。

　ただし、乙の個々の担当者に対する作業、スケジュール等の指示は行わない。

（緊急時報告及び対応義務）

第15条　乙は、本業務に係り情報セキュリティを脅かすインシデント発生及び発生のおそれがある場合は、速やかに甲に緊急時報告を行うこと。

２　乙は、インシデント発生及び発生のおそれがある場合は、甲と連携して、被害の防止及び異常状態の解消に努めなければならない。

３　乙は、本業務について事故等が発生した場合に、甲が乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

（契約の解除）

第16条　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17条　乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（その他）

第18条　本情報セキュリティ特記事項への疑義があるときは、甲と乙が協議して決定する。

注１　「甲」は県の機関を、「乙」は受託者を指す。

　２ 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。